



報

鳩通信 No.316

2025 年10月号

（公社）東基連
三鷹労働基準協会支部

立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階

電話：042-512-5435

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/mitaka>

全国労働衛生週間を迎えて

三鷹労働基準監督署長 大國 尚士

公益社団法人東京労働基準協会連合会三鷹労働基準協会支部の会員の皆様におかれましては日頃より、労働基準行政の推進に格別のご配慮を賜っておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高め、事業場における自主的な労働衛生管理活動による労働者の健康確保の推進等を目的として昭和25年に初めて開催され、今年で76回目となります。

現在の労働者の健康をめぐる状況としては、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率の上昇により、働く女性の健康確保も課題となっています。

このほか、業務上の疾病は依然として高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加する傾向にあり、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安全に働ける職場環境を構築することなどが重要であると考えられます。

また、全国の令和6年度、過労死等による労災認定件数は1,296件となっており、働き方改革の推進と共に、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要だと考えられます。

特に過労死等による労災認定件数のうち精神障害による労災認定件数は1,055件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の推進も必要です。

さらに、石綿による中皮腫・肺がんを中心に職業がんの労災補償の新規支給決定者数は年間約1,000人に及んでおり、一定の建築物の解体・改修前には、有資格者による事前調査や調査結果に基づく対策など、石綿によるばく露防止対策の確実な実施が必要です。

東京労働局及び労働基準監督署では令和5年度から始まった第14次労働災害防止計画において、

- ・自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ・労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ・高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ・多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ・業種別の労働災害防止対策の推進
- ・労働者の健康確保対策の推進
- ・化学物質等による健康障害防止対策の推進

以上の8つの重点事項を定めておりますが、引き続き重点事項の推進に取り組む所存であり、会員の皆様にはご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本年度の全国労働衛生週間では、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンとして展開されています。

会員の皆様におかれましては、更なる労働衛生意識の高揚へのお取り組みをお願いさせていただき、私からのご挨拶とさせていただきます。

目次

全国労働衛生週間を迎えて……………	1	労働災害発生状況……………	4
令和7年度全国労働衛生週間説明会開催される……………	2	労働保険未手続事業一掃強化期間／行事予定……………	6
改正法～改正ポイントのご案内……………	3		

令和7年度全国労働衛生週間説明会開催される

三鷹労働基準監督署と（公社）東基連三鷹労働基準協会支部との共催による、令和7年度全国労働衛生週間説明会が、去る9月4日（木）14時00分より武蔵野スイングホールにて開催されました。

当日は、60名を超える出席があり、三鷹労働基準監督署川鍋副署長及び当協会支部の宮沢副支部長の挨拶の後、「全国労働衛生週間実施要綱等」について安全衛生課の星野課長から説明があり、続いて、第2方面主任監督官の服部監督官より「労務管理上の留意点」についての説明がありました。

また、東京都多摩府中保健所の保健対策課西谷氏、生活環境安全課山田氏、市町村連携課小高氏より「こころの健康、栄養・食生活、受動喫煙防止対策について」それぞれのお話しの後、三鷹公共職業安定所の業務部長高柳氏から「各種助成金等について」の説明がありました。



川鍋副署長



宮沢副支部長



星野課長



服部監督官



西谷氏



山田氏



小高氏



高柳氏

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正されます！～改正ポイントのご案内～

※詳細は今後省令等で定められます。

ポイント①：労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント対策の義務化）

●カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

- ・事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置



（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

ポイント②：男女雇用機会均等法（いわゆる「就活セクハラ」対策の義務化）

●求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

- ・事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）



（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

ポイント③：女性活躍推進法（情報公表の必須項目の拡大等）

●令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年（2036年）3月31日までに延長されました。

●従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

（施行日：令和8年4月1日）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

●プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。

プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

◆改正法に関する詳細等は
東京労働局ホームページを
ご確認ください →



◆東京労働局公式Xでは、
随時最新情報を投稿しています
公式Xのフォローはこちらから →

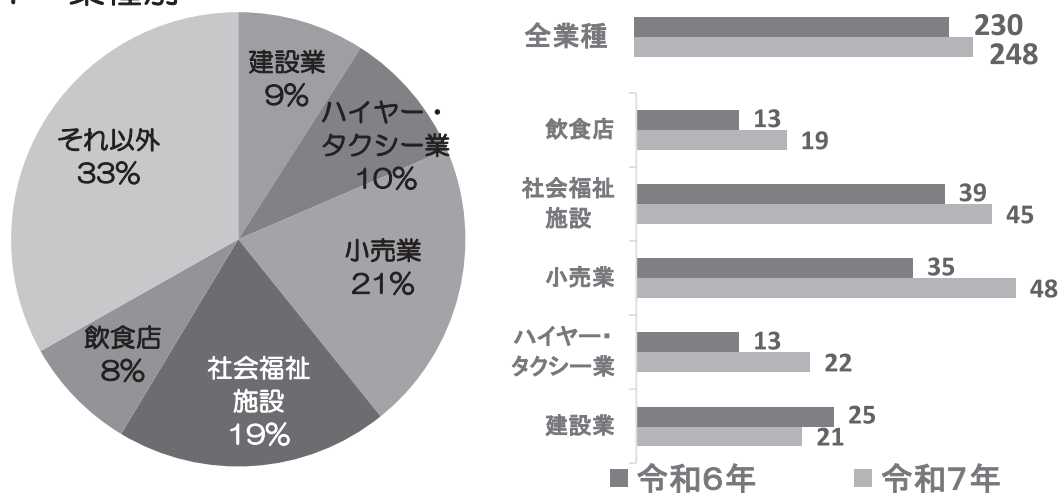


問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL 03-3512-1611
改正「〇〇法の件で」とお伝えいただくと、担当者へスムーズにお繋ぎすることが可能です

令和7年8月作成

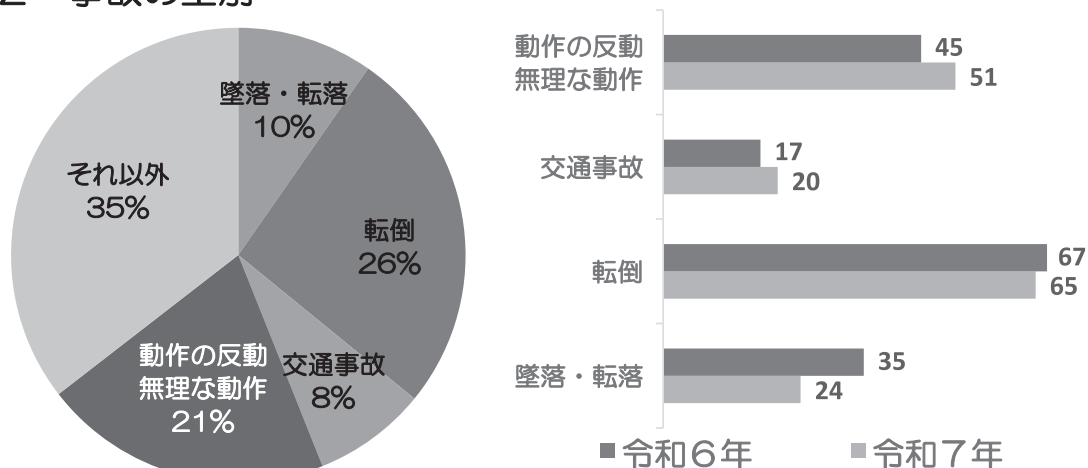
令和7年 三鷹労働基準監督署 労働災害発生状況（令和7年7月末日現在）

1 業種別



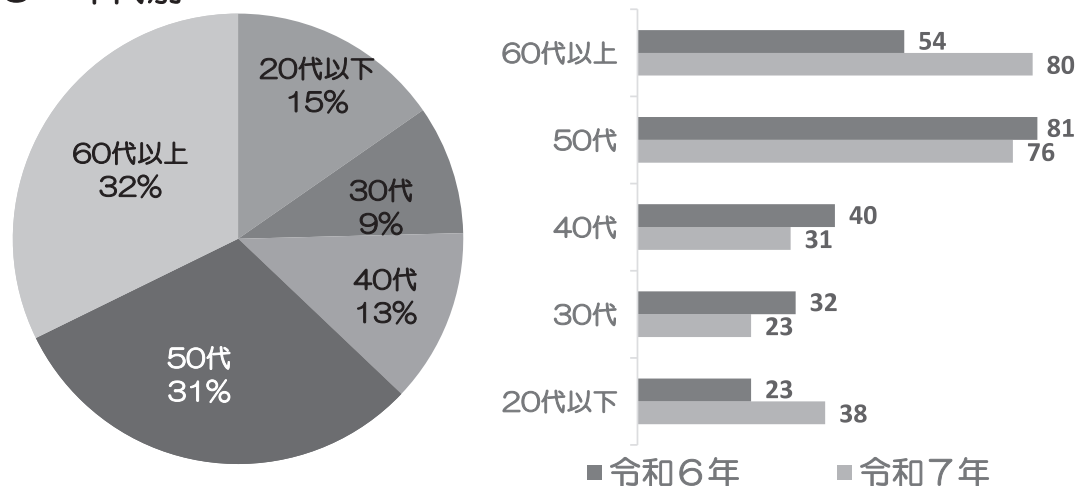
- ・労働災害発生件数は248件で、前年同期に比べ18件増加しています。
- ・死亡災害は1件発生しています（ハイヤー・タクシー業）。
- ・業種別では小売業が48件で最も多く発生しており、前年同期に比べ13件増加しています。
- ・ハイヤー・タクシー業が、前年同期に比べ大幅に増加しています。

2 事故の型別



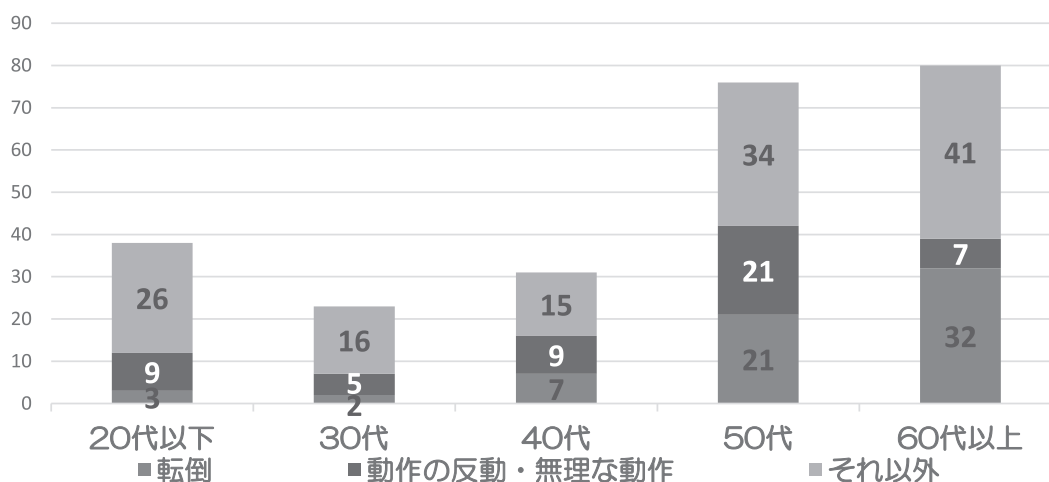
- ・転倒が65件で最も多く発生しています。次いで動作の反動・無理な動作が51件となっています。この2つ（行動災害）で全体の47%を占めています。
- ・動作の反動・無理な動作は、前年同期に比べ6件増加しています。

3 年代別



- ・60代以上が80件で最も多く発生しています。
- ・20代以下と60代以上が、前年同期に比べ大幅に増加しています。

4 年代別・事故の型別



- ・転倒は、50代以上で多く発生しています（全65件中53件）。
- ・40代以上の各年代で、行動災害がおよそ50%を占めています。

5 死亡災害事例

No.	発生月	業種	事故の型	概要
1	4月	ハイヤー・タクシー業	交通事故	タクシーを路上に停めて降車し、車両前方で待機していたところ、後方から走行してきた車両が停車中のタクシーに追突し、その衝撃で前進したタクシーにひかれた。

事業主の皆様

労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きはお済みですか？

～ 11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です ～

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に必要な保険給付を行い、また労働者の方が失業した場合に失業手当等の給付や再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

労働保険は労働者を一人でも雇用する事業主に加入が義務づけられています。

まだ加入手続きがお済みでない事業主は、早急に手続きを行ってください。

お問い合わせ先

●労災保険は 三鷹労働基準監督署

労災課 TEL：0422-67-3422

●雇用保険は ハローワーク三鷹（三鷹公共職業安定所）

雇用保険適用課 TEL：0422-47-8623

行事予定

■ 有機溶剤作業主任者技能講習

11月13日(木)～14日(金)

東基連 たま研修センター

■ フォークリフト運転技能講習C

学科：11月6日(木)

東基連 たま研修センター

実技：11月9日(日)・16日(日)・23日(日)

日野自動車(株)羽村工場

■ 安全衛生推進者養成講習

11月10日(月)～11日(火)

東基連 たま研修センター

■ 職長及び安全衛生責任者教育

10月20日(月)～21日(火)

東基連 たま研修センター

■ 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習

12月8日(月)～9日(火)

東基連 たま研修センター

■ 年末年始災害防止大会

12月4日(木)

武蔵野スイングホール

■ 低圧電気取扱業務特別教育

12月1日(月)

東基連 たま研修センター

■ 保護具着用管理責任者教育

12月12日(金)

東基連 たま研修センター

■ 化学物質管理者講習

12月15日(月)

東基連 たま研修センター

■ 高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育

12月22日(月)～23日(火)

東基連 たま研修センター

■ 新年賀詞交歓会(4支部合同)

2026年1月20日(火)

京王プラザホテル八王子

■ フルハーネス型墜落制止用器具を用いて 行う作業の特別教育

2026年1月27日(火)

東基連 たま研修センター

■ 衛生推進者養成講習

2026年1月23日(金)

東基連 たま研修センター

■ 石綿作業主任者技能講習

2026年1月21日(水)～22日(木)

東基連 たま研修センター